

平成30年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割
当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）
第6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するも
の。）（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに
関する事項を下記のように定めます。

平成30年4月2日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) 糖 化 用	1, 0 5 4, 5 0 0 トン
(2) 一 般 用	4 8 5, 9 0 0 トン
(3) 新規用途用	1 2 9, 6 0 0 トン
合 計	1, 6 7 0, 0 0 0 トン

2 通関期限 平成30年9月30日

第2 第2次公表

とうもろこし（コーンスターチ用）に係る、関税割当制度に関する政令
（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の1の(1)から(3)まで
の割当数量に平成30年度下期分の関税割当数量（別途公表）を加えた数量
との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成30年7月31日
までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加え

た数量)の割当てについては別途公表(第2次公表)する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、平成30年度上期のとうもろこし(コーンスターチ用)の関税割当てについて(平成30年3月9日付け29国際第1115号関税割当公表第65号)による。